



2022年4月14日

各 位

会社名 株 式 会 社 松 屋  
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀  
(コード番号 8237 東京証券取引所プライム市場)  
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課  
課長 関 泰程  
(TEL. 代表 03-3567-1211)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第153期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定を新設する等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料

の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 26 日（予定）

以 上

(別紙)定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(注) 下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b> (株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第16条～第18条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>② 取締役は株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b> (電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>③ <u>取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委</u></p>

<p>第 22 条～第 24 条（省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より 3 日前迄に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは前項の日数を短縮することができる。</p> <p>第 26 条（省略）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第 28 条 取締役会の議事経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>（取締役会規則）</p> <p>第 29 条（省略）</p> <p>（相談役、顧問、支配人）</p> <p>第 30 条（省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任限定契約）</p> <p>第 32 条（省略）</p>	<p><u>員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 24 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より 3 日前迄に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは前項の日数を短縮することができる。</p> <p>第 26 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（業務執行の決定の取締役への委任）</p> <p>第 28 条 当社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第 29 条 取締役会の議事経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>（取締役会規則）</p> <p>第 30 条（現行どおり）</p> <p>（相談役、顧問、支配人）</p> <p>第 31 条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第 32 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>（取締役の責任限定契約）</p> <p>第 33 条（現行どおり）</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 33 条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数及び選任)</p> <p>第 34 条 当社の<u>監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p>② <u>監査役は株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より 3 日前迄に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは前項の日数を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会の議事経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は株主総会の</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 34 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日より 3 日前迄に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは前項の日数を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 38 条 <u>監査等委員会の議事経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査等委員会に関するその他の事項は監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>
---	---

決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 42 条 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 400 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

### 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 (省略)

(会計監査人の選任)

第 44 条 (省略)

(会計監査人の任期)

第 45 条 (省略)

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

(事業年度)

第 47 条 (省略)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 48 条 (省略)

(剰余金の配当の基準日)

第 49 条 (省略)

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 (省略)

### 第8章 買収防衛策

(株主総会決議事項)

第 51 条 (省略)

(特別委員会)

第 52 条 (省略)

- ② 特別委員会は 3 名以上とし、社外取締役又は社外監査役をもって構成する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、取締役会は、社外取締役及び社外監査役の同意を得て、社外有識者を特別

(削除)

### 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 40 条 (現行どおり)

(会計監査人の選任)

第 41 条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第 42 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

(事業年度)

第 44 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 (現行どおり)

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 (現行どおり)

(期末配当金等の除斥期間)

第 47 条 (現行どおり)

### 第8章 買収防衛策

(株主総会決議事項)

第 48 条 (現行どおり)

(特別委員会)

第 49 条 (現行どおり)

- ② 特別委員会は 3 名以上とし、社外取締役をもって構成する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、取締役会は、社外取締役の同意を得て、社外有識者を特別委員会の構成員に

委員会の構成員に加えることができる。ただし、その人数は特別委員会の半数以上となつてはならない。

(新設)

加えることができる。ただし、その人数は特別委員会の半数以上となつてはならない。

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第 153 期定時株主総会終結前の  
監査役(監査役であった者を含む。)  
の行為に関する会社法第 423 条第 1  
項の賠償責任を限定する契約につ  
いては、なお同定時株主総会の決  
議による変更前の定款第 42 条の定  
めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 変更前の定款第 15 条(株主総会  
参考書類等のインターネット開示と  
みなし提供)の削除及び変更後の定  
款第 15 条(電子提供措置等)の新  
設は、2022 年 9 月 1 日(以下「施行  
日」という)から効力を生ずるものと  
する。

② 前項の規定にかかわらず、施行日  
から 6 か月以内の日を株主総会  
の日とする株主総会については、変更  
前の定款第 15 条はなお効力を有す  
る。

③ 本条の規定は、施行日から 6 か月を  
経過した日または前項の株主総会  
の日から 3 か月を経過した日のい  
ずれか遅い日後にこれを削除する。